

離婚訴訟の被告となった方へ

令和5年3月

神戸家庭裁判所 人事訴訟係

離婚訴訟の被告となった方は、答弁書を作成される際、以下の点にご注意ください。

- 1 できるだけ具体的な認否反論を記載してください。
- 2 主張を裏付ける証拠を同時に提出してください。
- 3 原告が主張する財産分与の基準日に同意される場合は、その旨記載し、被告側でも具体的な主張立証をしてください。
上記基準日に争いがある場合には、その点の主張をしてください。
- 4 反訴を提起するか否かは早めにご検討ください。

以上